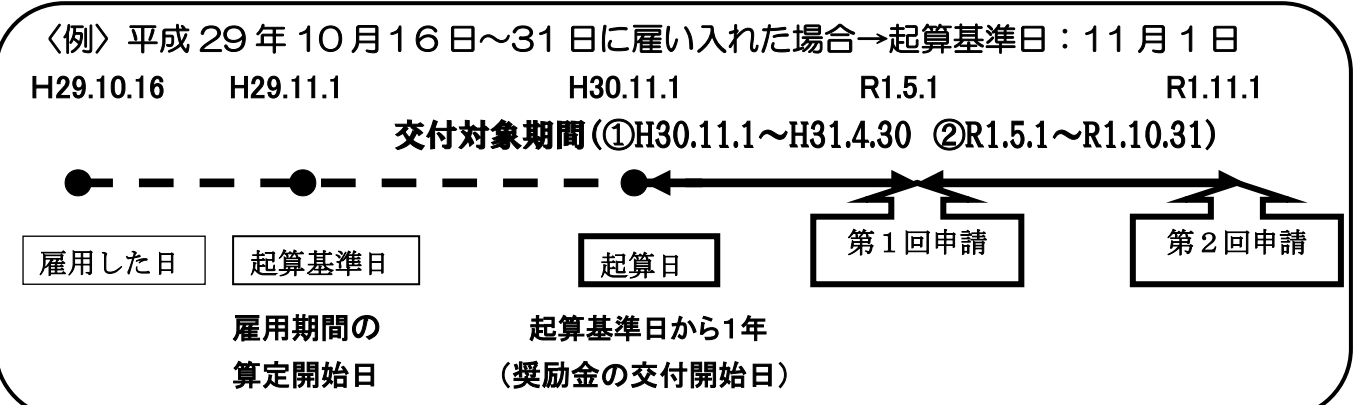
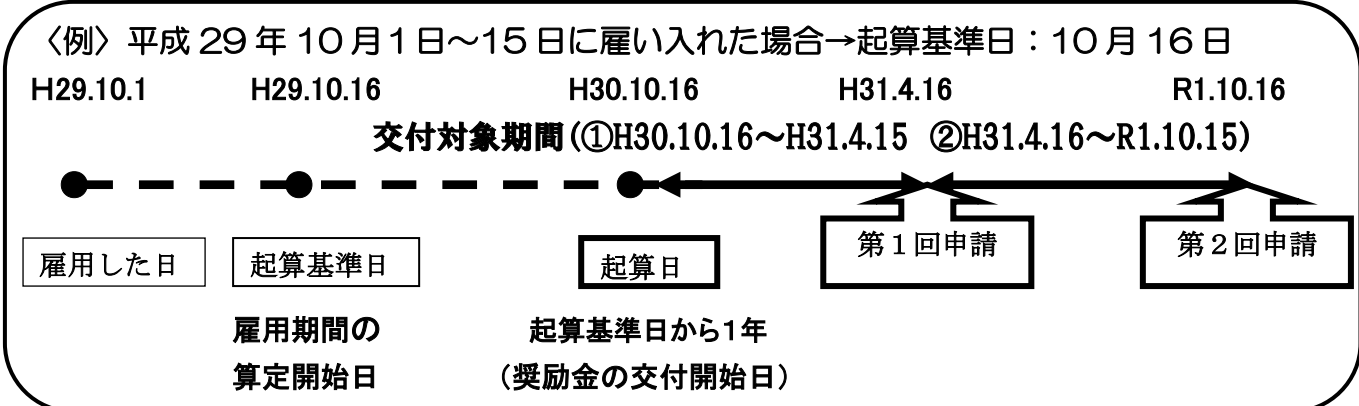


市川市雇用促進奨励金の申請について

市川市では、公共職業安定所の紹介（公共職業安定所に準ずる機関の紹介も含む）により雇い入れた母子家庭の母等が、それぞれ以下の条件全てに合致した場合、事業主の皆さんに奨励金を交付しています。

母子家庭の母等、父子家庭の父

- (1) 交付要件：
 - ① 雇用時に市川市に居住し、かつ現在も市内に住民登録をしている。
 - ② 公共職業安定所の紹介により採用している。
 - ③ 特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けている。
 - ④ 1週につき30時間以上働いている。（雇用契約書、出勤簿等をご確認ください。）
 - ⑤ 第1期交付対象期間（別紙参照）の末日に子どもの年齢が20歳未満である。 ※20歳以上でも重度障害者の子なら該当。
 - ⑥ 雇用した期間が下記の起算基準日から18ヶ月あること。
- (2) 申請始期：雇用した日から算出した起算基準日から18ヶ月が経ったときに申請できます。
- (3) 交付額：1ヶ月につき20,000円を半年ごとに2回交付



※起算基準日は、1日～15日採用の方は同月16日、16日～末日採用の方は翌月1日となります。

注意事項

※申請について

- ①申請書等の通知は市川市公共職業安定所のリストを参考にして、市から事業所に通知しています。市の奨励金の対象とならない場合もありますのでご了承ください。
- ②申請できる期間が交付対象期間末日から60日以内と定められていますので、ご注意ください。
- ③1回目の申請が交付決定されない場合は、2回目以降の申請は出来ません。
- ④各対象者の勤務時間につきましては、6ヶ月勤務した場合、実働時間を26週で割り返して計算します。(勤務した月数により、基準時間が変わります。)
計算の結果、1週あたりの勤務時間数が、30時間を超えることが条件となります。ただし、例外もありますので、別紙補足資料「実労働時間の考え方について」をご覧ください。

◎提出書類（消せるボールペンを使用しないでください。）

No.	提出書類	留意事項
1	市川市雇用促進奨励金交付申請書兼 交付再申請書 ※交付対象期間は、第1期交付対象 期間を記載してください。	・日付は空欄でお願いします。 全ての書類が整った日が正式な受理日となります。
2	特定求職者雇用開発助成金支給決定 通知書の写し	※紛失した場合は、申請先の労働局に電話にて「支給決定通知書の写し」の交付を依頼してください。その際、助成金支給番号が必要です。
3	雇用契約書などの写し ※雇用日から現在までのもの	・勤務時間と休憩時間のわかるもの
4	交付対象期間の勤務記録の写し ※第1期交付対象期間のもの	・タイムカードや出勤簿など、氏名・年月日・実働時間が明記されているもの ※勤務時間は、交付対象期間内の実働時間（有休・時間外等を含む）の合計を26週で割り、30時間を超えていることが条件となります。
5	母子家庭であることを証明する書類 の写し（右のいずれかの書類）	・児童扶養手当証書 ・遺族基礎年金受給証書 注1) <u>児童扶養手当証書が現況届中で手元がない場合、こども福祉課に「母子寡婦世帯証明書発行願」を提出すると「母子寡婦世帯証明書」が交付されますので、この証明書を提出してください。</u> 注2) 児童扶養手当が終了している場合（20歳未満まで）は、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
6	市川市雇用促進奨励金交付申請に 係る添付書類について	・No.2～5の書類名を記入し、代表者の記名押印をお願いいたします。
7	市川市雇用促進奨励金交付請求書	・本来であれば「市川市雇用促進奨励金交付決定可否通知書」を受理してから提出となりますが、円滑な事務手続きのため、予め提出してください。 ・日付や金額等は空欄でお願いします。 ・社印ではなく、代表者印を必ず押印してください。

<問い合わせ先> 市川市 経済部 産業振興課 雇用労政グループ

TEL : 047-704-4131 (直通) FAX : 047-370-5205